

くみあいニュース 山口大学教職員組合 (2021年3月4日 Thursday)

第 237 号 (2020 年度-第 3 号) / 電話 : 083-933-5034 ・ メール : fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

「調査・処分」は全面削除 「言論の自由尊重」明記 ～不評のソーシャルメディアガイドライン案 大幅修正!～

「ソーシャルメディアポリシー等の策定について」の大学案が2月2日部局長会議・2月9日教育研究評議会ですされ、各学部での報告ないし意見聴取の上で3月9日の教育研究評議会で決定するとされていました。

しかしながら、表現の自由・言論の自由になんら言及することなく、発信履歴調査の上、懲戒等の処分を行うとすることへの疑問・批判の声の高まりに押される形で、3月2日開催の部局長会議にて下記のように大幅に修正された案が再提示されました。



【新たに明記された項 ～1. 趣旨】

山口大学はこれらのソーシャルメディアの利点を認め、またソーシャルメディアにおける言論の自由を尊重し、ソーシャルメディアにおける発言者を守ります。学術と教育、そして民主主義によって成り立つ私たちの社会にとって、自由な意見の交換は欠かせないからです。守るべき言論の自由の範囲は広く、仮に山口大学に対する正当な批判であっても、山口大学はその発言の自由を守ります。

【全面削除された項 ～4. 大学における調査】

学生・教職員がソーシャルメディアを私的利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は山口大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴等を調査する場合があります。また、調査結果によっては懲戒等の処分、法的措置を行うこともあります。

疑問の声に押され中四国最悪のガイドラインから一転「軌道修正」

いかがでしょうか。驚くほど大きな修正提案です。

山口大学教職員組合は2月16日発行の「くみあいニュース第235号」で当初の大学案の問題点を厳しく指摘し、また各部局長・評議員へ「調査・懲戒処分・法的措置」の削除が必要であることを柱に、性急かつ適切でない策定手続きも含めて問題提起するなどしました。

なお、くみあいニュース235号を見て組合へ取材に来られた大手新聞社の記者は、直後に古賀副学長への取材を申し込んだものの、「現在検討中の事項」として取材できなかったとのこと。ツイッター上では山口大学の「ソーシャルメディアガイドライン案」への驚きと山口大学そのものへの疑問・不信の声が大きく広がりはじめていました。

しかも、学部での報告・協議を経てかなりの意見が出されたことも大学方針を変える大きな力になったと言えます。3月2日部局長会議協議資料では「各部局から提出された意見等を踏まえ修正案を作成したので、協議したい。」とあります。

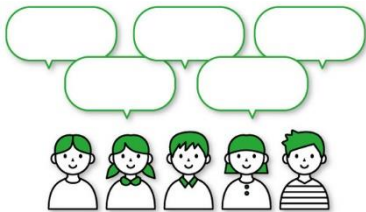


ガイドラインに問題がなければ学生等の意見を聴く必要はないのか？

学部から寄せられた意見の中には、「学生団体などにも関わる内容であることから、学生及び学生団体等からの意見聴取もすべき内容だと考えます」との意見もありました。山口大学は結局、学生や教員以外の職員の意見を聴くことなくガイドラインを策定するのでしょうか。

また、「留学生や外国人研究者向けに英語版を作成する予定はありますか」との「質問」もあります。日本語の読めない留学生等は相当数在籍していますが、まさに地球規模のソーシャルメディアの利用についてのガイドラインが何ら事前告知もなく決定されてよいのか疑問です。

修正されたガイドライン案の「1. 趣旨」には「学術と教育、そして民主主義によって成り立つ私たちの社会にとって、自由な意見交換の場は欠かせない」とうたわれています。この考え方は、単に自由な意見発表の場合に限るだけではなく、具体的に何かを決める時にも尊重されるべきものでしょう。



山口大学教職員組合は今回の策定において、「教員以外の職員や学生の意見を聴く」「性急な決定ではなく慎重な検討を」といったことが必要であると考えています。

「完成品」とは言い難い「ポリシー」と「ガイドライン」～整合性のなさ目立つ

たしかに大きな枠組みとしては十分評価できる修正案となつてはいますが、より具体的に見ていくと、誤字もありますしポリシーと整合性のない記述もあります。また、ソーシャルメディアの定義で Twitter・Facebook 等を例示したのはよいとして、ポリシーで「通販サイト等のレビュー（ポリシー）」まで示され、さらにこれがガイドラインでは、「Amazon 等の購買サイトのレビュー」と、なぜか「通販」が「購買サイト」となっています。

また、ある部局で意見を提出した方が、「自分の意見が半分しか、それも自分なりに重要な提案をしたつもりなのに掲載されていない」と言われています（※未掲載意見は末尾に掲載）。たしかに公開された第 203 回部局長会議資料の意見の一覧をみると、不自然に中断されている文章があったりもします。実際に会議で机上配布された資料がどうだったかは不明ですが、意見はきちんと明示すべきでしょう。

さらに「ポリシー」の「予告なく変更する場合があります」に対して、「少なくとも変更の予告が必要」との意見も出されています。この点はどう考えているのでしょうか。

このように細部については修正・調整が必要な箇所が残っていることからすれば、性急に決定するべきではありません。もし、3月9日の教育研究評議会で決定したとしても、学生・全教職員を対象とした説明会を開催する等して、疑問を解消し、決定した内容について不備があれば適宜見直しによりよいものへと改訂することが必要です。



※(意見の紹介 ～未掲載箇所～)

「ソーシャルメディアポリシーといったガイドラインを設けること自体は必要かもしれませんが、あくまで教職員や学生をトラブルから守るためのガイドラインであるべきで、大学の名誉を守るための規則とすることには疑問を感じます。その意味からは、処罰規定を設けたごく例外的な大学の事例だけに依拠するのではなく、私立大学も含めて先行するガイドラインの内容を十分に検討すべきでしょう。

またなぜ今回急にこのような策定が図られるのか、具体的な問題例とともに根拠をあわせて明示すべきだとも考えます。」